

所得が少ない高齢者に

給付金を支給します

年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。申請の受付開始については、5月中旬を予定しています。

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時給付金）

▼対象者

○平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）

※平成27年度臨時福祉給付金の支給要件とは

○平成27年1月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている人
○平成27年度分の市民税が課税されていない人

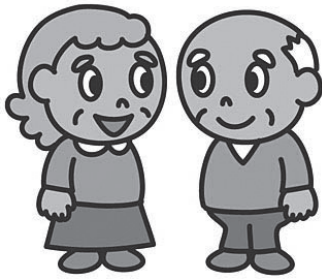
※ただし、課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者は対象外です

▼支給額

対象者1人につき3万円

▼申請書の送付・申請方法

対象になると思われる人の世帯へ5月中旬に申請書を郵送する予定です。申請方法は、返信用封筒による郵送や、窓口で受け付けします。詳しくは、5月1日号の市報や市ホームページでお知らせします。



○配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

この給付金の給付対象となる人のうち、事情により住民登録を村上市に移すことができない状況にある人は、申し出により一定の要件に当てはまれば村上市で給付金の支給申請ができるようになります。具体的な申し出方法や要件については、福祉課福祉政策室までお問い合わせください。

■その他の給付金について

平成28年度臨時福祉給付金並びに所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、今年の9月頃に受付を開始する予定です。

●問い合わせ

福祉課福祉政策室
☎ 53・2111（内線232）

**振り込め
詐欺に
ご注意ください**



●給付金を支給するために市や厚生労働省などが、ATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
●市や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
●現時点では、世帯構成や銀行の口座番号などを照会することも絶対にありません。